

記号の見方 日時 会場 内容 対象 定員 費用 申請 申し込み 締め切り 持ち物 問い合わせ FAX 444-0815

市県民税や確定申告の申告書は自分で書いてお早めに

八街市役所と成田税務署では、申告期間中、申告書作成会場を設けますので、期限内に申告をお願いします。今年の申告は、例年より早めに受付開始します。

八街市役所の申告期間・会場

市県民税の申告と簡易な確定申告は、八街市役所で受け付けます。

新型コロナウイルス感染症拡大を防止し、市民皆さまの一人ひとりの命を守るため、受付や相談などを次のとおり変更しました。

受付時間を短縮し、混雑時には受付を早めに終了します。
申告会場に来場する際は、マスクを着用し、できる限り1人でお願ひします。また、当日発熱の疑いのある方や体調のすぐれない方の入場はお断りさせていただきます。

申告期間
2月10日(水)～3月15日(月)
(土曜・日曜日、祝日を除く)
※3月7日(日)は受け付けます。

開場時間

午前8時30分

受付時間

午前9時～正午
午後1時～3時
(提出は午後4時まで)

※相談時間の終了時刻は午後4時を目安に当日受け付けし
ます。
申告会場

市役所第4庁舎1階
申告相談できない内容
住宅ローン控除1年目、連帯債務のある住宅ローン控除、雑損控除、災害減免、譲渡所得(土地・建物・株式など)、青色申告、贈与税、相続税、消費税など(作成した申告書は提出できません)

年金所得者の方へ

公的年金収入が400万円以下で、その他の所得が20万円以下の方は、所得税の確定申告の義務はありませんが、所得税及び復興特別所得税が還付となる方は、確定申告をすると還付を受けることができます。ただし、市県民税の計算で扶養される方が公的年金の源泉徴収票に記入がなく新たに扶養控除を追加したい、また医療費控除や生命保険料控除などを受ける場合は、市県民税の申告が必要です。

自書コーナーを廃止しました

市役所第4庁舎2階の自書コーナーは、今年から廃止し、1階に簡易的なスペースを設けますので、ご自身で作成できる方のみご利用ください。(職員のアドバイスは行いません)

八街市役所会場の詳細は、広報やちまた2月1日号に掲載します。

課税課
443・1116

成田税務署の申告期間・会場

令和2年分の所得税及び復興特別所得税・贈与税・個人消費税の申告書作成・相談と提出をイオンモール成田で行います。

申告書作成会場では、混雑回避のために「入場整理券」を配布します。

申告期間

2月1日(月)～3月15日(月)
(土曜・日曜日、祝日を除く)
※2月21日(日)・28日(日)は受け付けます。

受付時間

午前9時～午後4時
(提出は午後5時まで)

申告会場

イオンモール成田2階
イオンホール
※午前9時～10時の入場口は、立体駐車場3階から連絡通路を通り、イオンモール2階C入口となります。

※納税窓口はありませんので、最寄りの金融機関をご利用ください。
※納税証明書は会場で発行しませんので、必要な方は税務署職員までお問い合わせください。

申告書は自宅で作成できます

パソコンやスマートフォンを使って国税庁ホームページの「確定申告等作成コーナー」を利用し、作成した申告書をマイナンバーカードやIDパスワードを使ってインターネットで提出ができます。

医療費控除の手続きには明細書の作成が必要です

平成29年分の申告から、医療費の領収書の代わりに「医療費控除の明細書」に記入して提出する必要があります。これまで経過措置として令和元年分までは領収書の添付でも提出できましたが、令和2年分からは領収書を添付・提示での申告はできません。必ず「医療費控除の明細書」を作成し、提出してください。

申告書にマイナンバーの記載が必要です

平成28年分以降、所得税及び復興特別所得税・消費税及び地方消費税・贈与税の申告書には、マイナンバーの記載と本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

- ①マイナンバーカード(個人番号カード)のみ
- ②通知カード(番号確認書類)+運転免許証や公的医療保険の被保険者証(身元確認書類)

成田税務署
4476・28・5151

令和3年度固定資産税の減免申請

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入が減少した中小事業者の方は、収入の減少した割合や要件により、所有する償却資産および事業用家屋に係る固定資産税・都市計画税の軽減・減免を申請することができます。

申請期間
1月4日(月)～2月1日(月)
※郵送の場合は、2月1日(月)消印有効です。

申請方法
申告書と必要な書類を添えて郵送してください。

水道の冬じたくをしましょう

夜冷えこみにご注意ください
気温がマイナス4℃以下になると、防寒の不完全な水道管は凍ったり、破裂したりします。

特に、むき出しになっている水道管や温水器の配管部分、強風が吹き込む場所や日陰などに設置された水道管は、早めに冬じたくをしましょう。

水道管が破裂したとき
止水せんを締めて水を止めるか、破裂した部分に布かテープを巻きつけるなどの応急処置をしてから、市指定工事業者に修理を依頼してください。

水道が凍って出ないとき
凍っている箇所は、タオルをかぶせ、ぬるま湯をゆっくりとかけて溶かしてください。熱湯をかけてしまうと水道管が破裂したり、ひび割れる



水道課
443・0677